

国税の納付手段の多様化とキャッシュレス納付の推進 ～我が国及び諸外国におけるキャッシュレスの状況を踏まえて～

税務大学校 研究部

教授 松田 雄次

本日の内容

はじめに

- 1 国税の納付手段の多様化
- 2 キャッシュレス納付について
- 3 我が国におけるキャッシュレスの状況
- 4 電子申告と電子納税の関連性
アメリカ・韓国・日本との比較
- 5 国税のキャッシュレス納付の推進

はじめに



はじめに

○国税通則法

(納付の手續)

第三十四条 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書）を添えて、これを日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員に納付しなければならない。ただし、証券をもつてする歳入納付に関する法律の定めるところにより証券で納付すること又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付することを妨げない。——電子納付

2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙を貼ることにより納付するものとする。印紙で納付することができるものとされている国税を印紙で納付する場合も、また同様とする。

3 物納の許可があつた国税は、第一項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、物納をすることができる。

4 国税を納付しようとする者でこの法律の施行地外の地域に住所又は居所を有するものは、第一項の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、金融機関の営業所、事務所その他これらに類するものを通じてその税額に相当する金銭をその国税の収納を行う税務署の職員の預金口座（国税の納付を受けるために開設されたものに限る。）に対して払込みをすることにより納付することができる。この場合において、その国税の納付は、当該国外納付者が当該金融機関の国外営業所等を通じて送金した日においてされたものとみなして延納、物納及び附帯税に関する規定を適用する。

※ カッコ書きを一部省略

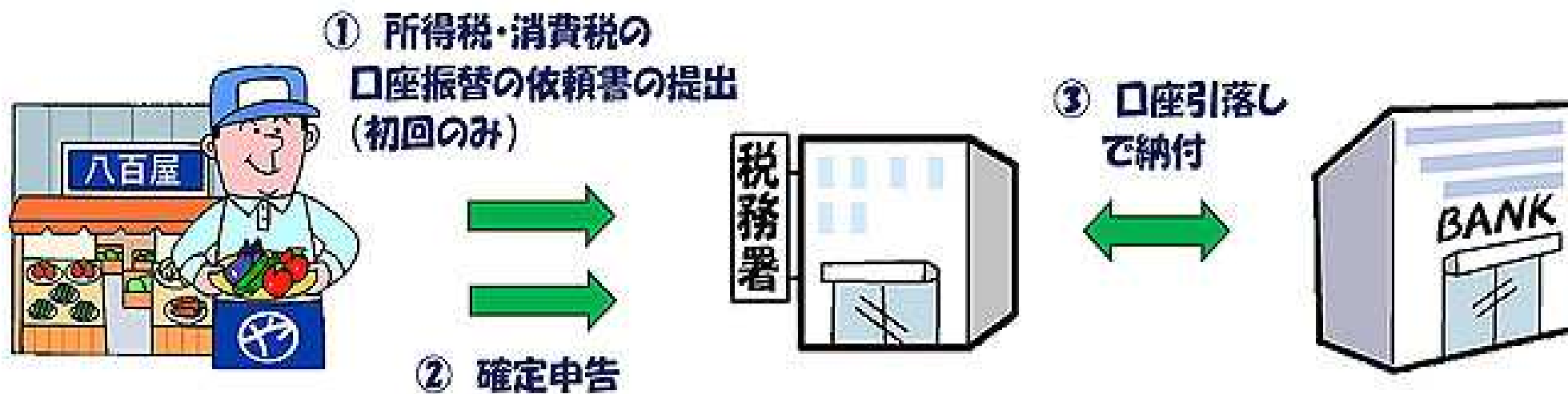
1. 国税の納付手段の多様化 (①振替納税)

振替納税 (昭和40年7月～)



※申告所得税及び個人事業者の消費税のみ利用可能

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。



1. 国税の納付手段の多様化 (①振替納税)

○ 国税通則法

(口座振替納付に係る通知等)

第34条の2 税務署長は、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による国税の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行おうとする納税者から、その納付に必要な事項の当該金融機関に対する通知で財務省令で定めるものの依頼があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるときに限り、その依頼を受けることができる。

1. 国税の納付手段の多様化 (①振替納税)

○ 国税通則法基本通達

第34条の2関係 口座振替納付に係る納付書の送付等

納付書の送達依頼の受理等

(受理の基準)

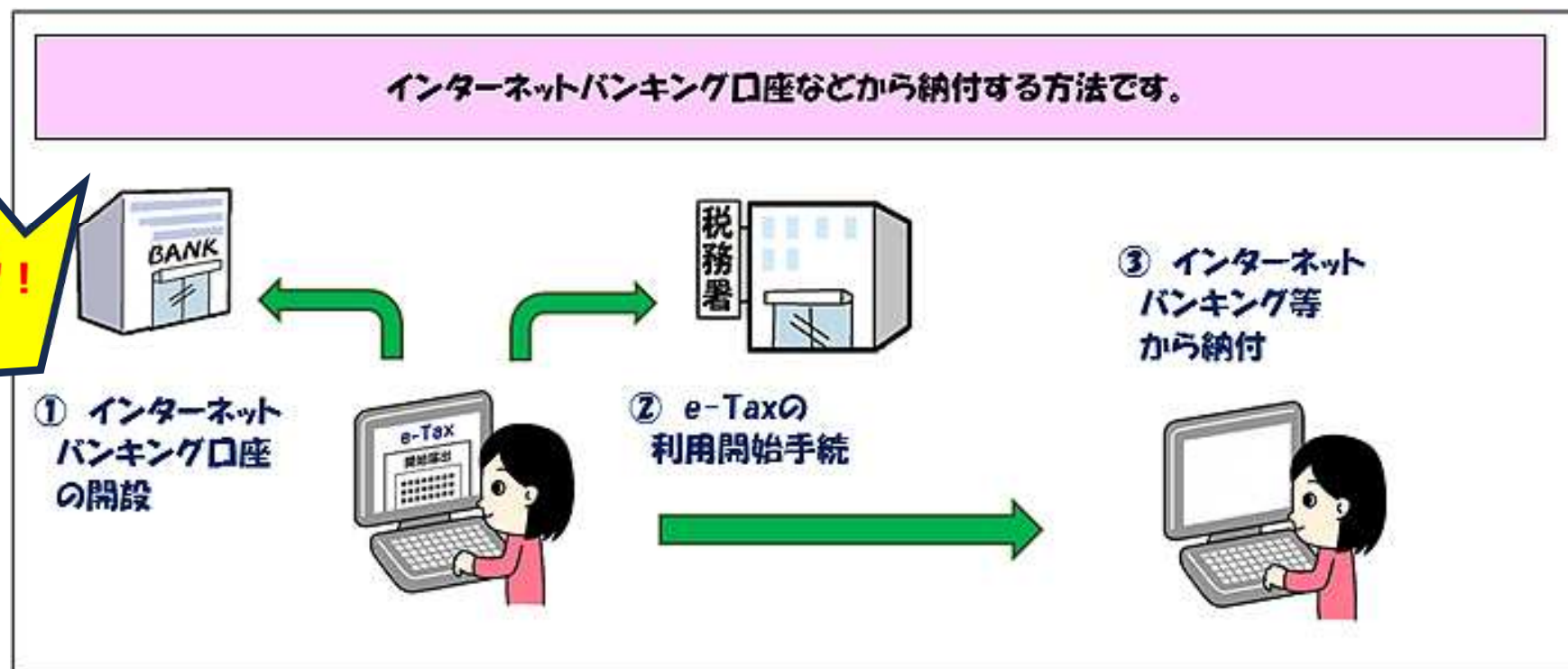
1 法第34条の2第1項の「その納付が确实と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるとき」とは、納付書の送付の依頼が、おおむね次の国税についてされたものでなく、かつ、納付書の送付日等について条件を付したものでないときをいうものとする。

- (1) 現に滞納（納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係るものを含む。）となっている国税
- (2) 期限後申告、修正申告、更正決定等又は納税の告知に係る国税
- (3) 継続性のない国税 相続税等
- (4) 国税局の職員が調査することとされている法人に係る国税 源泉所得税等
- (5) 確定手続又は納付が、1月を単位としてすべきこととされている国税（所得税法第216条《源泉徴収に係る所得税の納期の特例》の規定による納期の特例の承認を受けた源泉徴収に係る所得税を含む。）

1. 国税の納付手段の多様化（②インターネットバンキング等）

電子納税（インターネットバンキングなどを利用） （平成16年6月～）

※全税目で利用可能

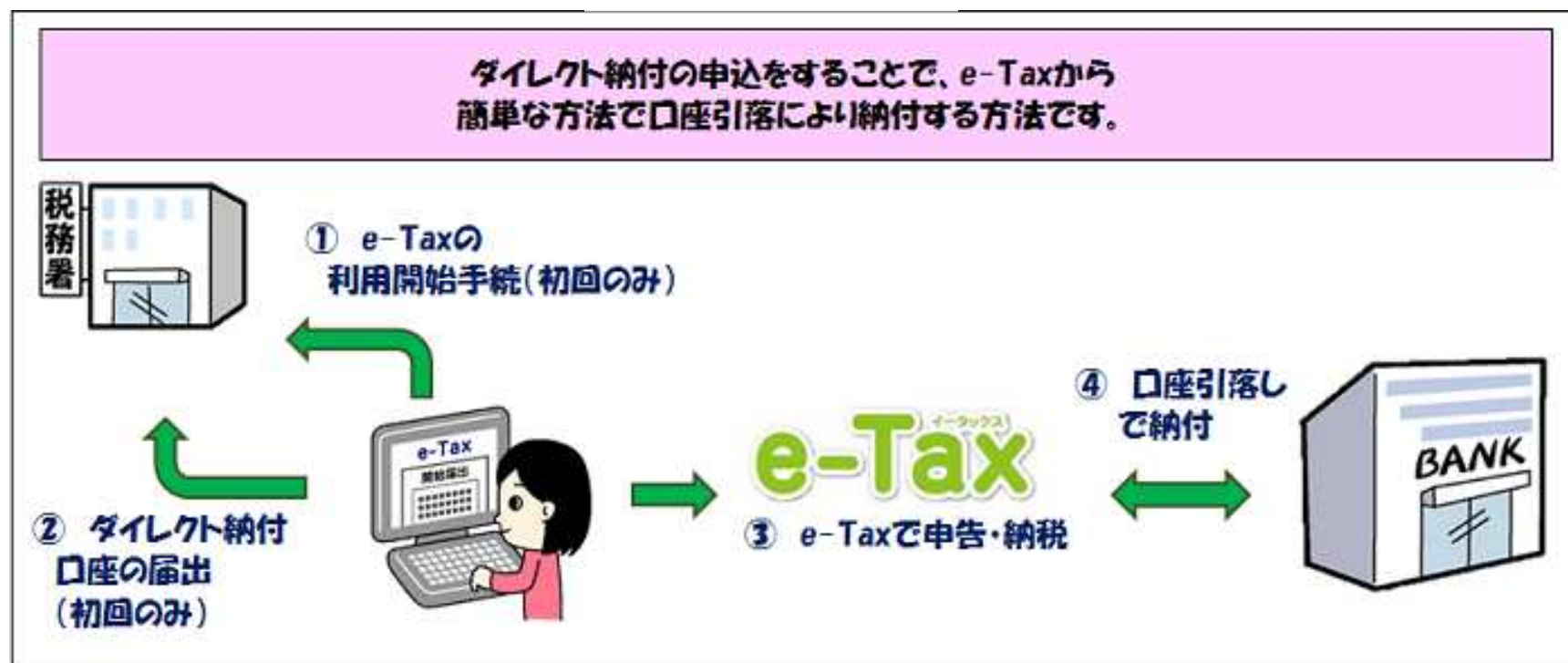


1. 国税の納付手段の多様化 (③ダイレクト納付)

ダイレクト納付 (e-Taxを利用した口座振替) (平成21年9月~)

押し!

※全税目で利用可能



1. 国税の納付手段の多様化（④コンビニ納付）

コンビニ納付

（バーコード利用：平成20年1月～）

（QRコード利用：平成31年1月～）

※源泉所得税（自主納付分）を除き、全税目で利用可能

税務署で発行されるバーコード付納付書を使用して、
コンビニの窓口から納付受託者に納付を委託する方法です。



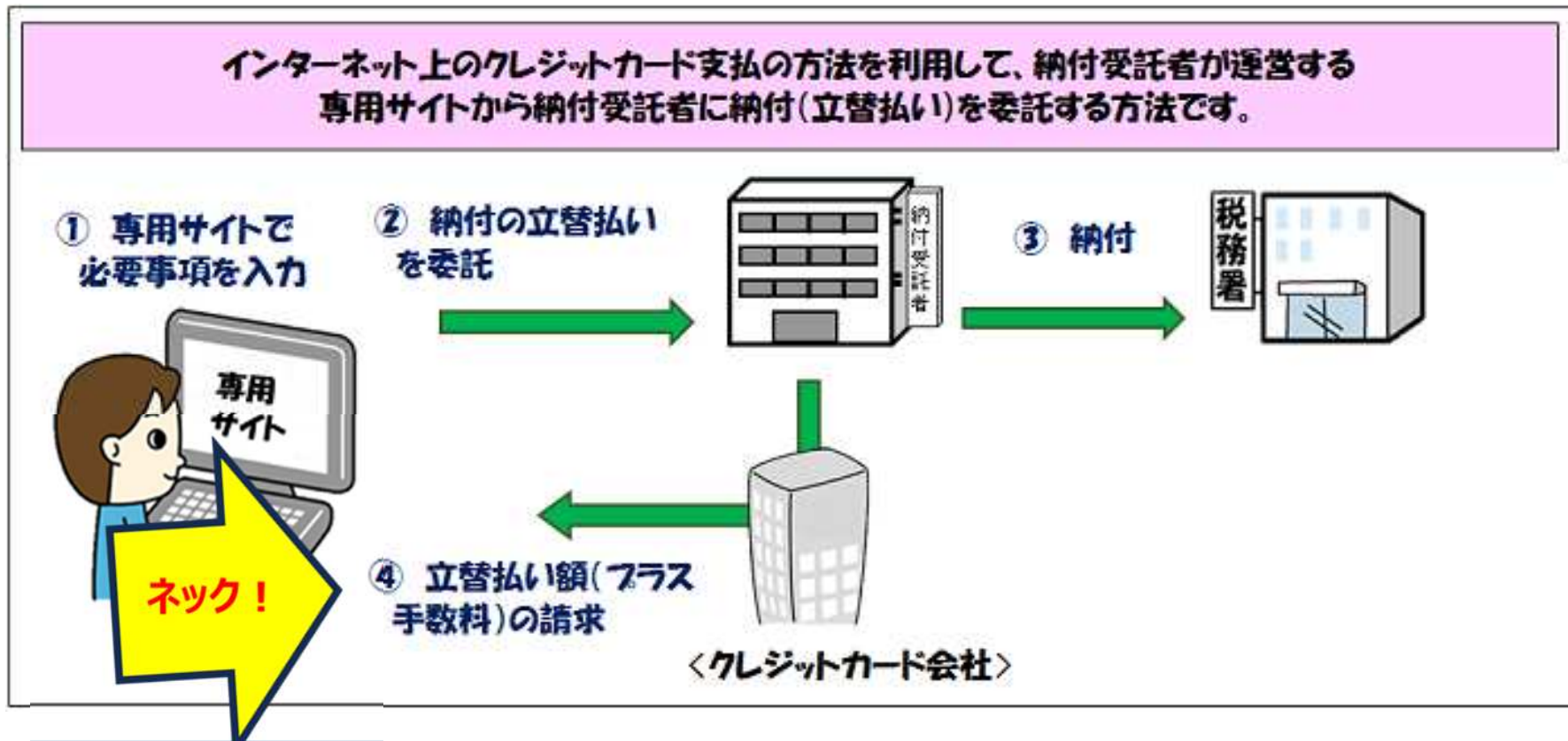
- ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」(PDFファイル)をコンビニ店舗に持参
- ② いわゆるキオスク端末に読み取らせることによりバーコード(納付書)が出力
- ③ バーコード(納付書)によりレジで納付受託者に納付を委託する方法です。



1. 国税の納付手段の多様化 (⑤クレジットカード納付)

クレジットカード納付 (平成29年1月～)

※全税目で利用可能



1. 国税の納付手段の多様化（⑤クレジットカード納付）

Q1-5 なぜ利用者が決済手数料を支払わなければならないのですか。

(答)

クレジットカード納付は、国税庁長官が指定した民間の納付受託者が、利用者から納付の委託を受けて、立替払いにより国に納付する仕組みとなっています。

このため、納付受託者が国へ納付した後、利用者から代金が支払われるまでの間、一定のタイムラグが生じることとなり、納付受託者は貸倒リスクを負う一方、利用者は納付繰り延べなどの利益を得ることとなります。

決済手数料は、このような納付受託者のリスクや利用者自身が享受する利益に対して納付受託者が決定しているものであることから、利用者自身にご負担していただく必要があります。

なお、決済手数料は、国の収入になるものではありません。

1. 国税の納付手段の多様化（⑥スマホアプリ納付）

スマホアプリ納付 (令和4年12月～)

※全税目で利用可能

スマホでe-Tax申告後、
受信通知（納付区分番
号通知）でスマホアプ
リ納付を選択

国税スマートフォン決済
専用サイトにアクセス

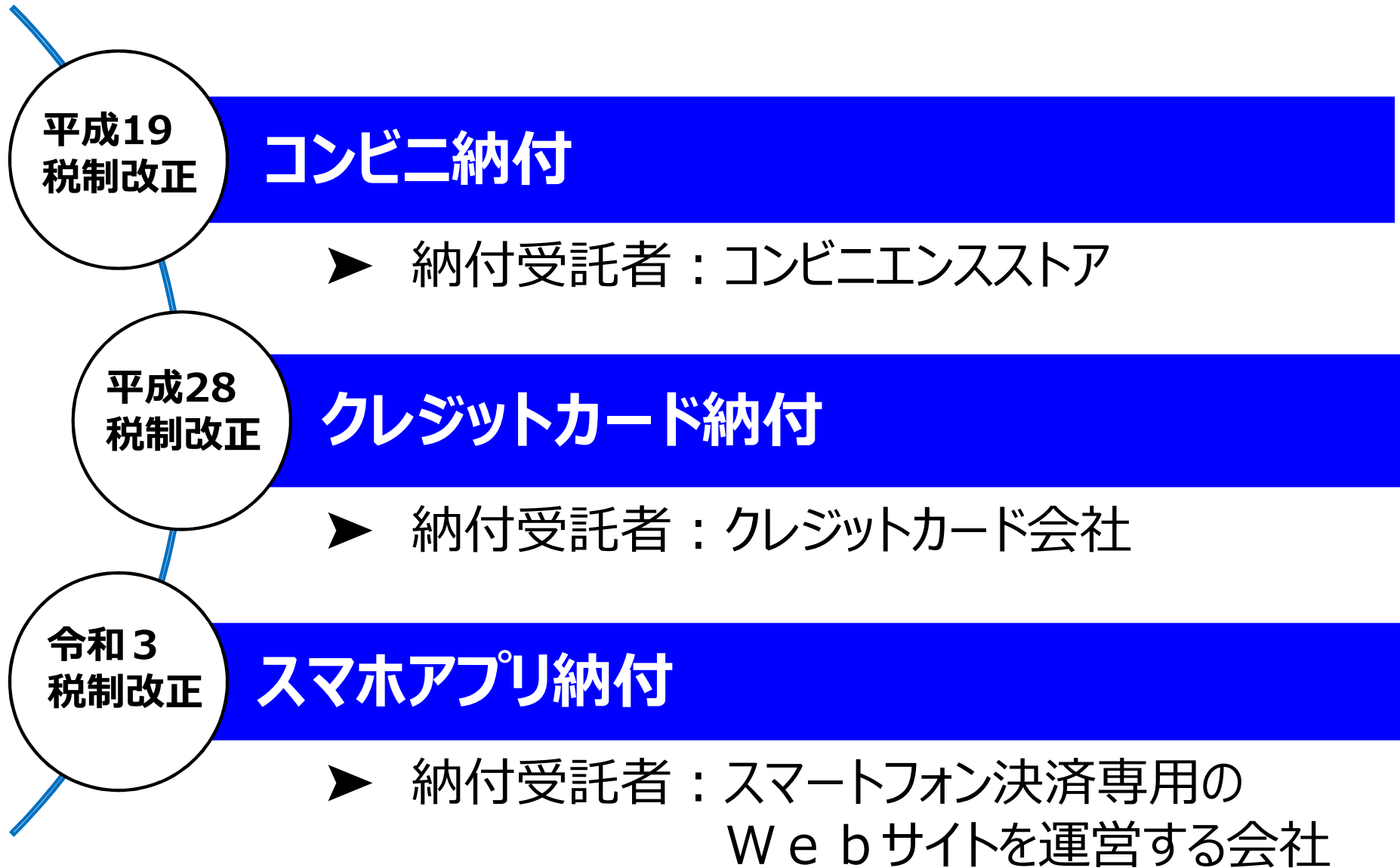
※e-Taxの受信通知からアクセスする場合

Pay払いの選択

内容を確認して納付



1. 国税の納付手段の多様化（納付委託制度の創設）



1. 国税の納付手段の多様化（納税額の実態から見た分析：個人）

合計所得階級別の人員等割合と平均申告納税額
(令和3年分 申告所得税)

合計所得階級	人員(人)		申告納税額(百万円)		平均申告納税額 申告納税額/人員
	人員	割合	申告納税額	割合	
70万円以下	105,825	1.6%	99	0.00%	936円
100万円以下	236,386	3.6%	2,487	0.1%	10,521円
150万円以下	597,217	9.1%	10,659	0.3%	17,848円
200万円以下	732,699	11.2%	20,105	0.5%	27,440円
250万円以下	684,718	10.4%	28,642	0.8%	41,830円
300万円以下	568,257	8.7%	32,301	0.9%	56,842円
400万円以下	854,557	13.0%	67,272	1.8%	78,721円
500万円以下	584,877	8.9%	79,275	2.1%	135,541円
600万円以下	407,632	6.2%	92,058	2.4%	225,836円
700万円以下	309,969	4.7%	101,677	2.7%	328,023円
800万円以下	233,085	3.5%	102,677	2.7%	440,513円
1,000万円以下	318,928	4.9%	193,162	5.1%	605,660円
1,200万円以下	201,866	3.1%	166,765	4.4%	826,117円
1,500万円以下	194,004	3.0%	210,573	5.6%	1,085,405円
2,000万円以下	194,713	3.0%	281,229	7.4%	1,444,326円
3,000万円以下	170,353	2.6%	392,496	10.3%	2,304,016円
5,000万円以下	99,767	1.5%	441,810	11.6%	4,428,418円
1億円以下	50,247	0.8%	468,190	12.3%	9,317,770円
1億円超	23,670	0.4%	1,102,182	29.1%	46,564,512円
計	6,568,770	100.0%	3,793,662	100.0%	平均 577,530円

※ 繰越処理の関係上、内訳の合計が累計と一致しない場合がある。

個人：申告所得税

コンビニ納付・スマホアプリ納付

利用可能税額 = 30万円以下

概ね7～8割が利用可能

クレジットカード納付

利用可能税額 = 1,000万円未満

かつ

クレジットカード決済可能額
(一般カードで概ね100万円)

概ね9割が利用可能

1. 国税の納付手段の多様化（納税額の実態から見た分析：法人）

資本金階級別の法人数等割合と平均法人税額
(令和3年度分 法人税)

資本金階級	法人数(社)		法人税額(百万円)			平均法人税額 法人税額/法人数
	法人数 累計	割合 累計	法人税額 累計	割合 累計		
100万円以下	546,399	19.1%	408,174	3.1%		747,026円
100万円超	81,013	2.8%	38,900	0.3%		480,170円
200万円超	627,412	21.9%	447,074	3.4%		
200万円超	1,145,306	40.8%	612,629	4.6%		534,903円
500万円超	1,772,720	61.9%	1,059,703	8.0%		
500万円超	708,986	24.8%	1,233,625	9.3%		1,739,985円
1,000万円超	2,481,706	86.4%	2,293,328	17.3%		
1,000万円超	144,214	5.0%	551,641	4.2%		3,825,156円
2,000万円超	2,625,920	91.7%	2,844,969	21.5%		
2,000万円超	150,483	5.3%	1,275,248	9.6%		8,474,366円
5,000万円超	2,776,403	96.9%	4,120,217	31.1%		
5,000万円超	53,496	1.9%	1,521,617	11.5%		28,443,566円
5,000万円超	2,829,899	98.8%	5,641,835	42.6%		
1億円以下計	2,829,899	98.8%	5,641,835	42.6%	平均	1,993,652円
1億円超	10,600	0.37%	1,384,263	10.5%		130,590,849円
1億円超	2,840,499	99.2%	7,026,098	53.0%		
5億円超	1,526	0.05%	320,965	2.4%		210,330,931円
5億円超	2,842,925	99.2%	7,347,063	55.5%		
10億円超	2,917	0.10%	931,830	7.0%		319,448,063円
10億円超	2,844,942	99.3%	8,278,893	62.5%		
50億円超	722	0.03%	489,406	3.7%		677,847,645円
50億円超	2,845,664	99.3%	8,768,299	66.2%		
100億円超	1,018	0.04%	2,503,065	18.9%		2,458,806,483円
100億円超	2,846,682	99.4%	11,271,364	85.1%		
1億円超計	16,783	0.59%	5,629,529	42.5%	平均	335,430,436円
1億円超計	2,846,682	99.4%	11,271,364	85.1%		
連結法人	17,704	0.62%	1,975,007	14.9%		111,557,106円
連結法人	2,864,386	100.0%	13,246,371	100.0%		
合計	2,864,386	100.0%	13,246,371	100.0%	平均	4,624,506円
合計	2,864,386	100.0%	13,246,371	100.0%		

※ 端数処理の関係上、内訳の合計が累計と一致しない場合がある。

法人：法人税

コンビニ納付・スマホアプリ納付

利用可能税額 = 30万円以下

一部の法人のみが利用可能

クレジットカード納付

利用可能税額 = 1,000万円未満

かつ

カード決済可能額

(一般カードで概ね100万円)

概ね7割が利用可能

2. キャッシュレス納付について（キャッシュレス納付とは）

キャッシュレス納付

1 振替納税

2 インターネットバンキング等

3 ダイレクト納付

4 クレジットカード納付

5 スマホアプリ納付

キャッシュレス納付以外

1 金融機関窓口

2 税務署窓口

3 コンビニ納付

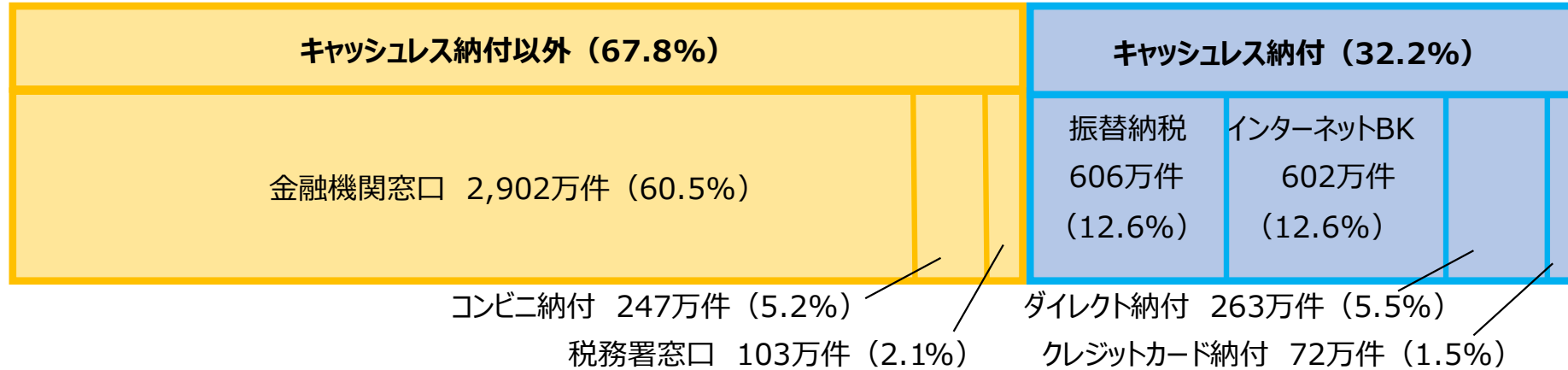
「コンビニでの納付は、コンビニのレジに納付書を提示し、対面で納付するという点で『紙による納付』である。ただし、バーコード・QR等で納付書の内容を読み取り、納付が行われた後は、納付情報が電子的に収納機関に伝達されるという点では『電子的な納付の方法』ともいえる。こうしたことから、コンビニでの納付は、紙による納付と電子的な納付の中間的な位置づけとも考えられる。」とされる。

（一般社団法人全国銀行協会HP「2019年3月14日『税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート6頁』」より）

2. キャッシュレス納付について（キャッシュレス納付割合）

国税の納付件数（手段別内訳：令和3年度）

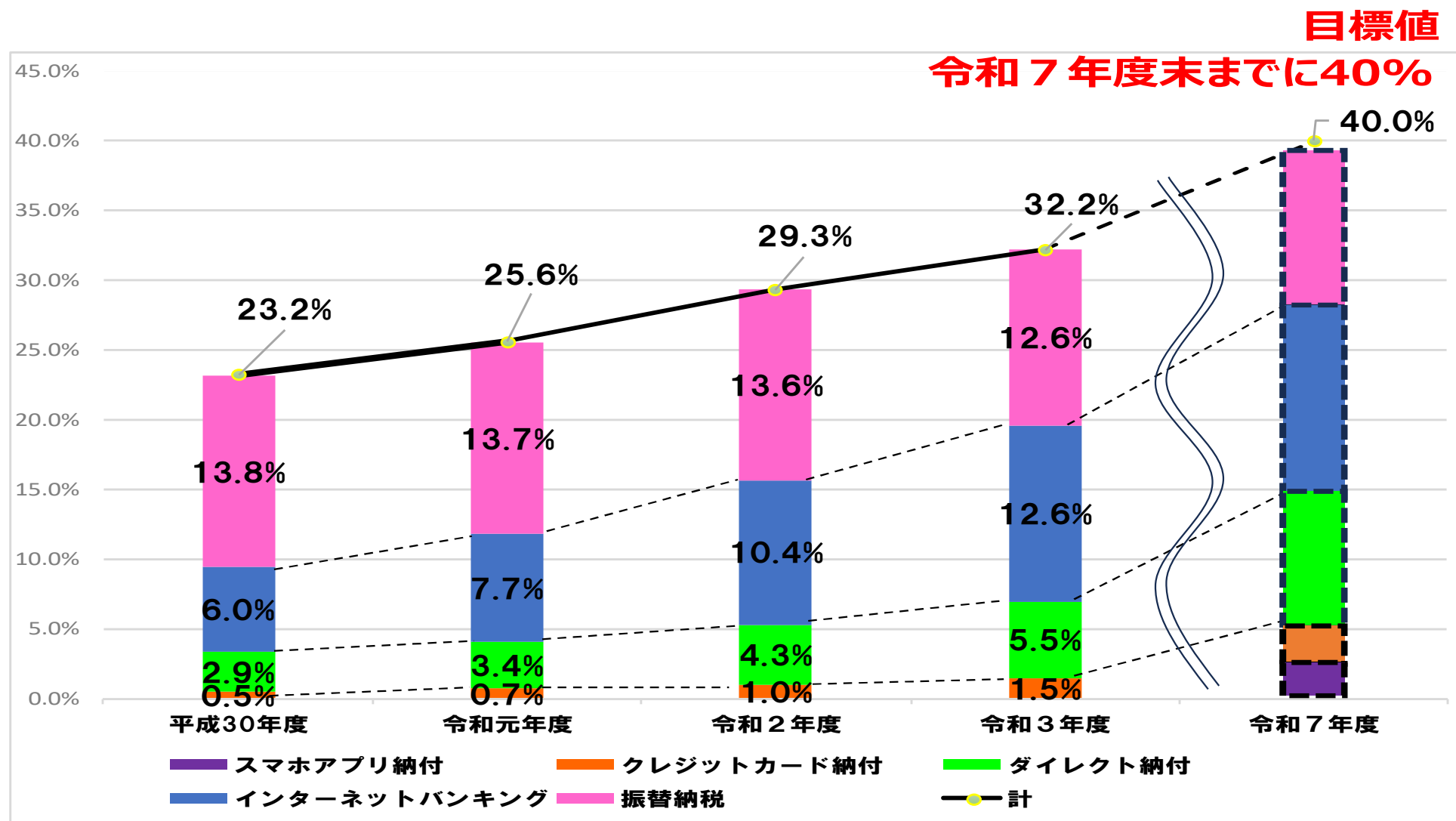
キャッシュレス納付割合（32.2%）



キャッシュレス納付割合の算出方法

$$\text{キャッシュレス納付割合} = \frac{\text{振替納税} + \text{インターネットバンキング} + \text{ダイレクト納付} + \text{クレジットカード納付}}{\text{全納付件数}}$$

2. キャッシュレス納付について（キャッシュレス納付割合の推移）



2. キャッシュレス納付について（基本計画①）

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和4年10月21日）

府省名	財務省
対象事業名	国税納付手続等

1. 対象手続一覧

手続ID	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
57633	国税納付手続	申請等	国民等、民間事業者等	国	44,844,944	11,476,233	25.6%	40%	5年(令和7年度末)

2. キャッシュレス納付について（基本計画②）

【目標・期間設定の考え方】

〔国税納付手続〕

2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目標とした「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日閣議決定）も踏まえ、過去からのキャッシュレス納付割合の進展状況のほか、今後の利用勧奨の強化や既存の納付手段の改善等の具体的な取組も踏まえて設定。

なお、現状、金融機関窓口での納付が64.1%（令和2年度）を占めており、多くの事業者は、従業員給与などの国税以外の支払に合わせて国税の納付を行っている。

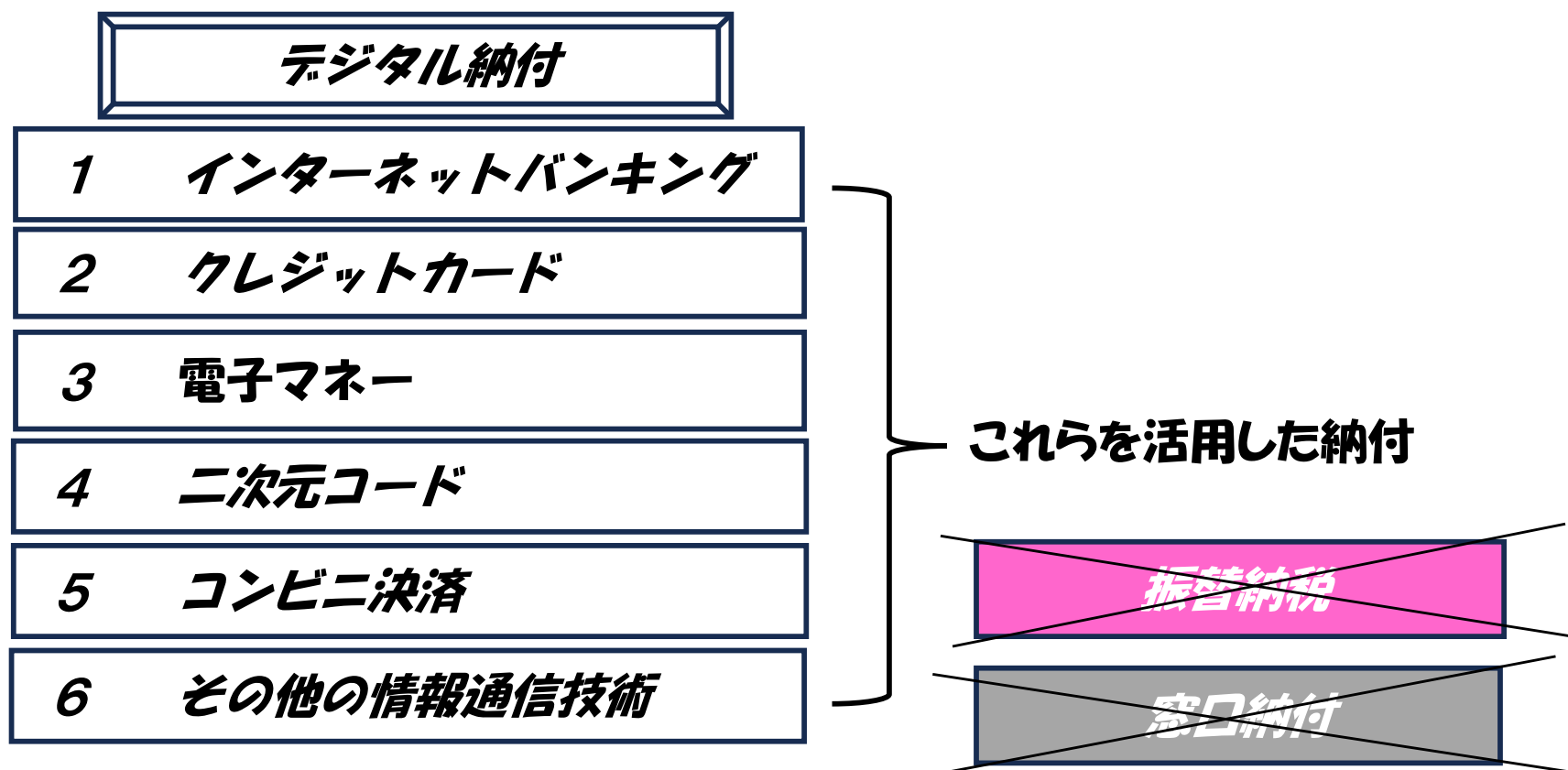
このため、今後、金融機関の窓口サービスが非接触のものに切り替わっていけば、国税以外の様々な支払に係るキャッシュレス化が進展すると考えられ、それに伴い、国税の納付手続においても一層のキャッシュレス割合向上が期待される。

2. キャッシュレス納付について（参考：デジタル納付との違い）

令和4年11月1日「キャッシュレス法※」施行

※情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和4年法律第39号）

デジタル庁作成ガイドラインにおけるデジタル納付



2. キャッシュレス納付について（参考：デジタル庁が掲げる問題点）

クレジットカード決済等による納付を行う場合の問題点

- ① 国の歳入等の納付に際しクレジットカード決済等を行う場合、納付義務者がクレジットカード事業者等（クレジットカード事業者、電子マネー事業者、二次元コード事業者、コンビニエンスストア、決済代行事業者等）に納付委託を行った後、実際に当該クレジット会社等から国に当該歳入等の納付が行われるまで一定の期間を要することとなるが、国の収入は、「現金の収納」をいうこととされ（財政法第2条）、会計認識基準について現金主義を採用しているため、納付義務者としては委託時点でなすべきことをなし終えていると評価し得るにもかかわらず、現金が国庫に納付されるまでの一定期間、未納付の状態に置かれ、期限までに納付しなかったとの評価を受ける等のリスクを抱えることになる。
- ② 納付を委託されるクレジットカード事業者等の支払能力等の適格性が必ずしも担保されておらず、国の歳入が確保されないおそれがある。
- ③ 国の歳入等の納付委託を受けたクレジットカード事業者等が当該納付を怠った場合における納付義務者の納付義務の存否や、クレジットカード事業者等による納付が遅延した場合の徴収手続等が不明確となっている。

2. キャッシュレス納付について（参考：デジタル庁の指摘）

【デジタル庁の指摘】

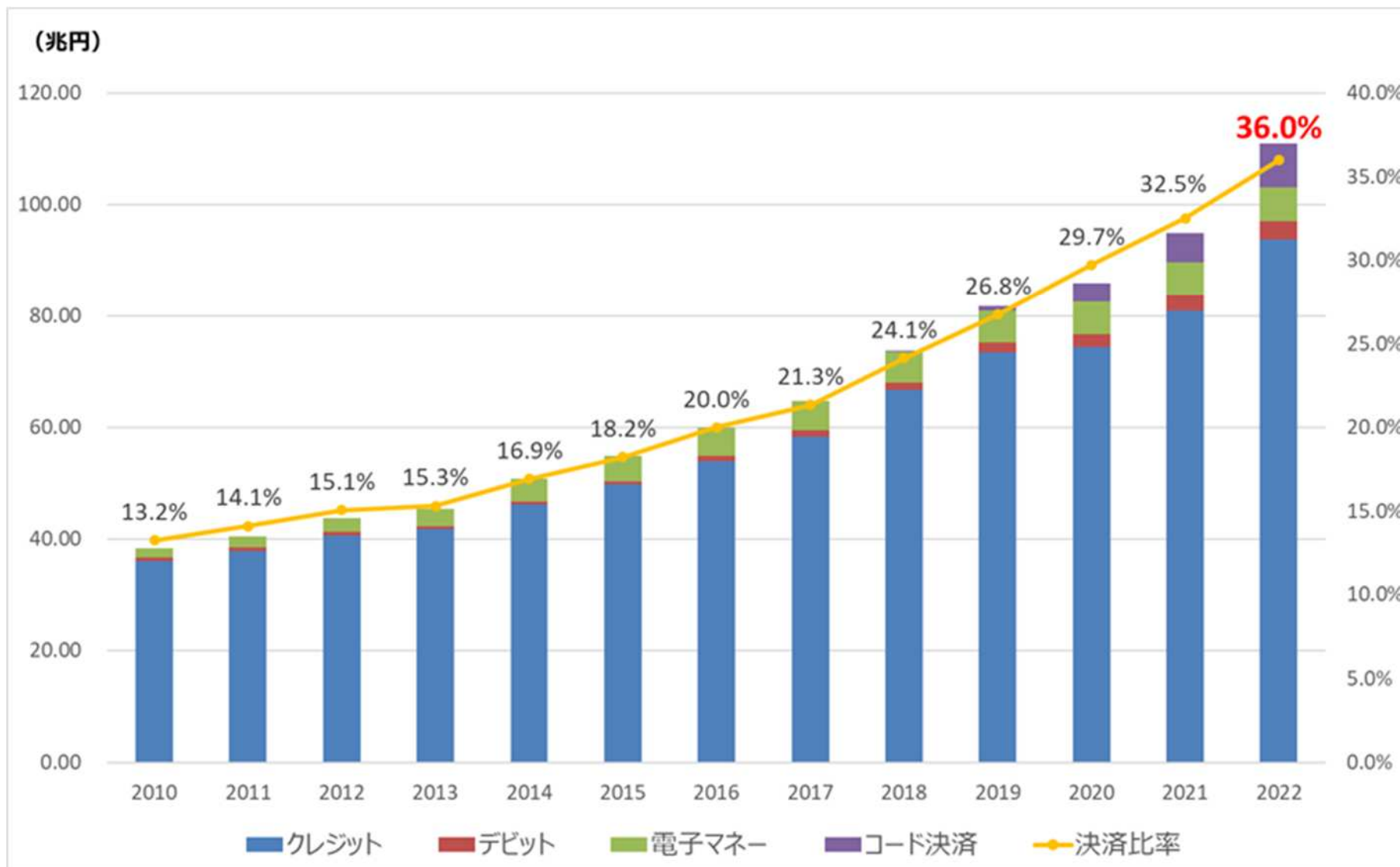
これらの問題点を解消するための特別な規定を個別法上に置いているものもあるが、他の多くの歳入等については、法律上、納付義務者本人が納付することが前提とされている一方、**これらの問題点に対処するための特別な法律上の規定を置いていない。**

【国税の場合（国税通則法令の規定あり）】

国税通則法は、行政法の一分野である租税行政法における通則的法律であるのみならず、更にこの法律の規定が租税以外の公課の徴収について準用されている面もあって、**公法上の金銭債務に関する部分的な行政通則法たる性質をもっている**のであり、また、国税通則法の規定の一部が準用される公課も多数あって、**公課徴収の基本法規たる地位を占めている。**

3.我が国におけるキャッシュレスの状況（キャッシュレス決済比率の推移）

我が国のキャッシュレス決済額及び比率の推移（2022年）



3.我が国におけるキャッシュレスの状況（キャッシュレス決済比率の内訳）

キャッシュレス決済額及び比率の内訳の推移

(兆円)	暦年	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
①クレジット	決済額	53.9	58.4	66.7	73.4	74.5	81.0	93.8
	比率	18.0%	19.2%	21.9%	24.0%	25.8%	27.7%	30.4%
②デビット	決済額	0.9	1.1	1.3	1.7	2.2	2.7	3.2
	比率	0.3%	0.4%	0.4%	0.6%	0.8%	0.9%	1.0%
③電子マネー	決済額	5.1	5.2	5.5	5.8	6.0	6.0	6.1
	比率	1.7%	1.7%	1.8%	1.9%	2.1%	2.0%	2.0%
④コード決済	決済額	-	-	0.2	1.0	3.2	5.3	7.9
	比率	-	-	0.1%	0.3%	1.1%	1.8%	2.6%
キャッシュレス合計 (①+②+③+④)	決済額	60.0	64.7	73.5	81.9	85.8	95.0	111.0
	比率	20.0%	21.3%	24.1%	26.8%	29.7%	32.5%	36.0%
民間最終消費支出	額	299.9	303.3	305.2	305.8	288.6	292.0	308.5

$$\text{キャッシュレス決済比率} = \frac{\text{クレジットカード支払額} \times 1 + \text{デビットカード支払額} \times 2 + \text{電子マネー支払額} \times 3 + \text{QRコード決済支払額} \times 4}{\text{民間最終消費支出} \times 5}$$

出典

※1：（一社）日本クレジット協会調査（注）2012年までは加盟クレジット会社へのアンケート調査結果を基にした推計値、2013年以降は指定信用情報機関に登録されている実数値を使用

※2：日本デビットカード推進協議会（～2015年）、2016年以降は日本銀行「決済システムレポート」・「決済動向」

※3：日本銀行「決済動向」

※4：（一社）キャッシュレス推進協議会「コード決済利用動向調査」

※5：内閣府「国民経済計算」（名目）

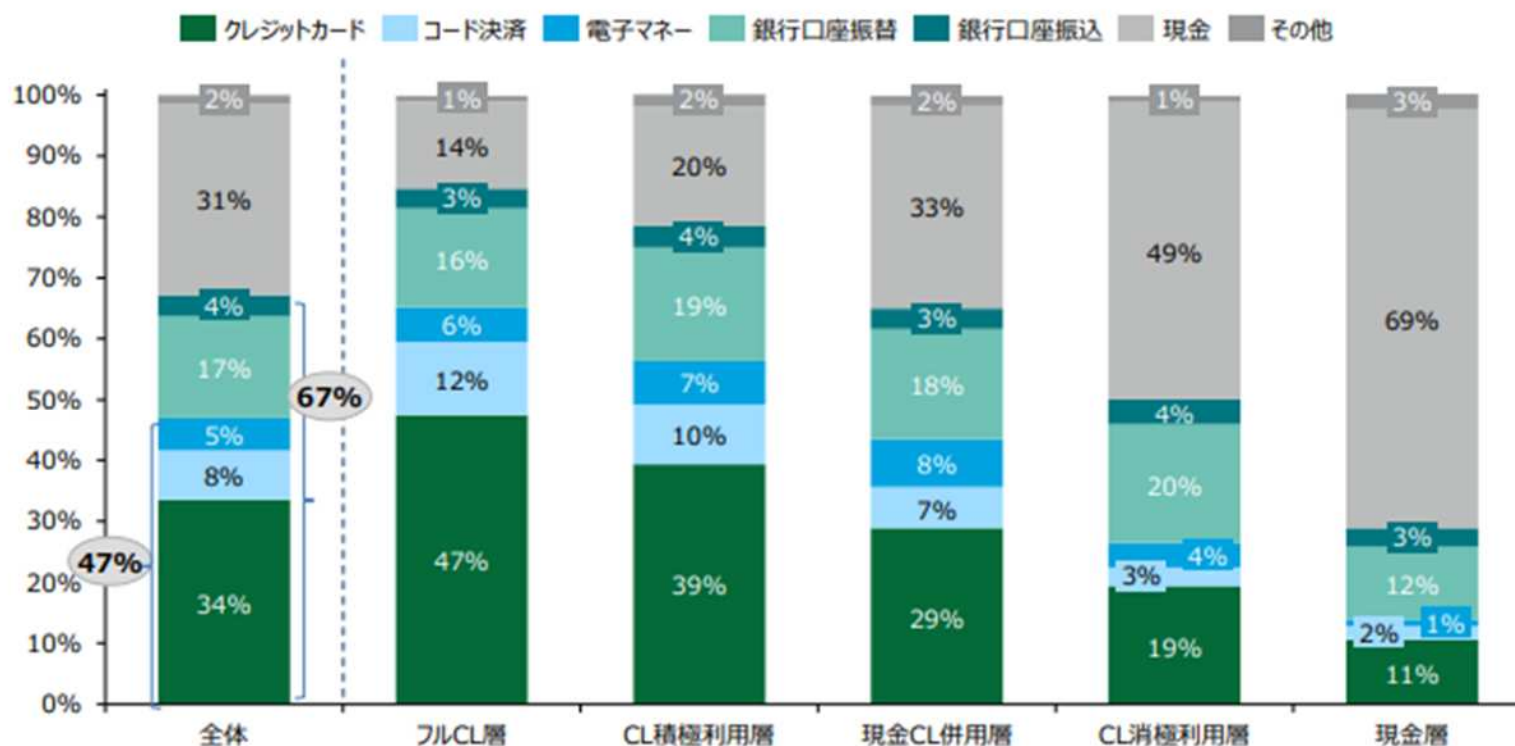
3.我が国におけるキャッシュレスの状況（口座振込／振替を含めると）

月間支出金額に占める各決済手段の割合

2

- 月々の支出金額に占めるキャッシュレス決済の割合は47%であり、口座振込/口座振替を含めるとキャッシュレス決済の割合は67%となる

月間支出金額に占める各決済手段の割合：セグメント別



全国の18-79歳の消費者を対象にWeb調査を実施（令和4年11月19日～11月20日実施、n=4,800）

3.我が国におけるキャッシュレスの状況（キャッシュレス納付割合との比較）

キャッシュレス納付割合

32.2%

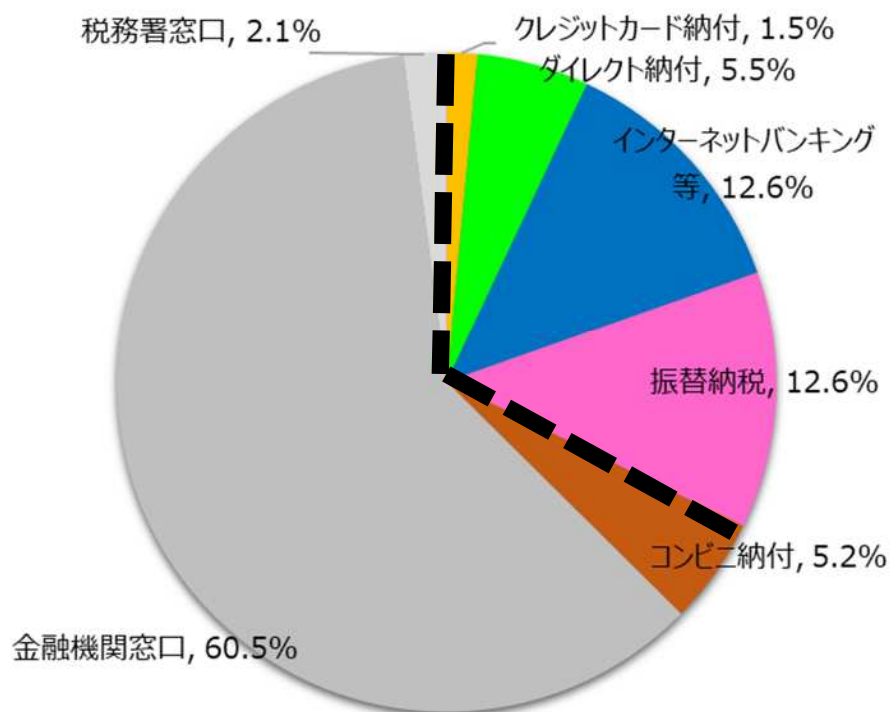
(振替納税を含める)

キャッシュレス決済割合（実態調査）

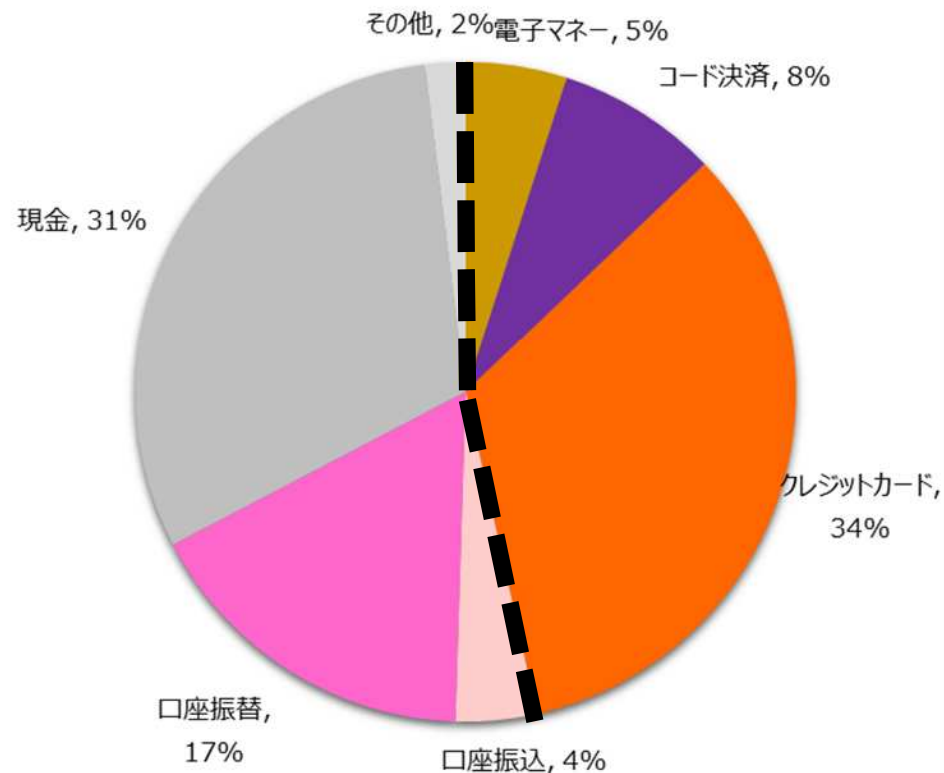
47%

(口座振替を含めない)

国税のキャッシュレス納付割合



キャッシュレス決済割合（実態調査）



3. 我が国におけるキャッシュレスの状況（キャッシュレス推進の意義）

キャッシュレス推進の社会的意義

社会的意義の概要

既存の課題を解決する



消費者の利便性向上



現金決済に係る
インフラコストの削減



業務効率化 / 人手不足対応



公衆衛生上の安心の実現



現金の保有や取引機会の
減少による不正 / 犯罪抑止

新たな未来の創造



データ連携・デジタル化



多様な消費スタイルを創造

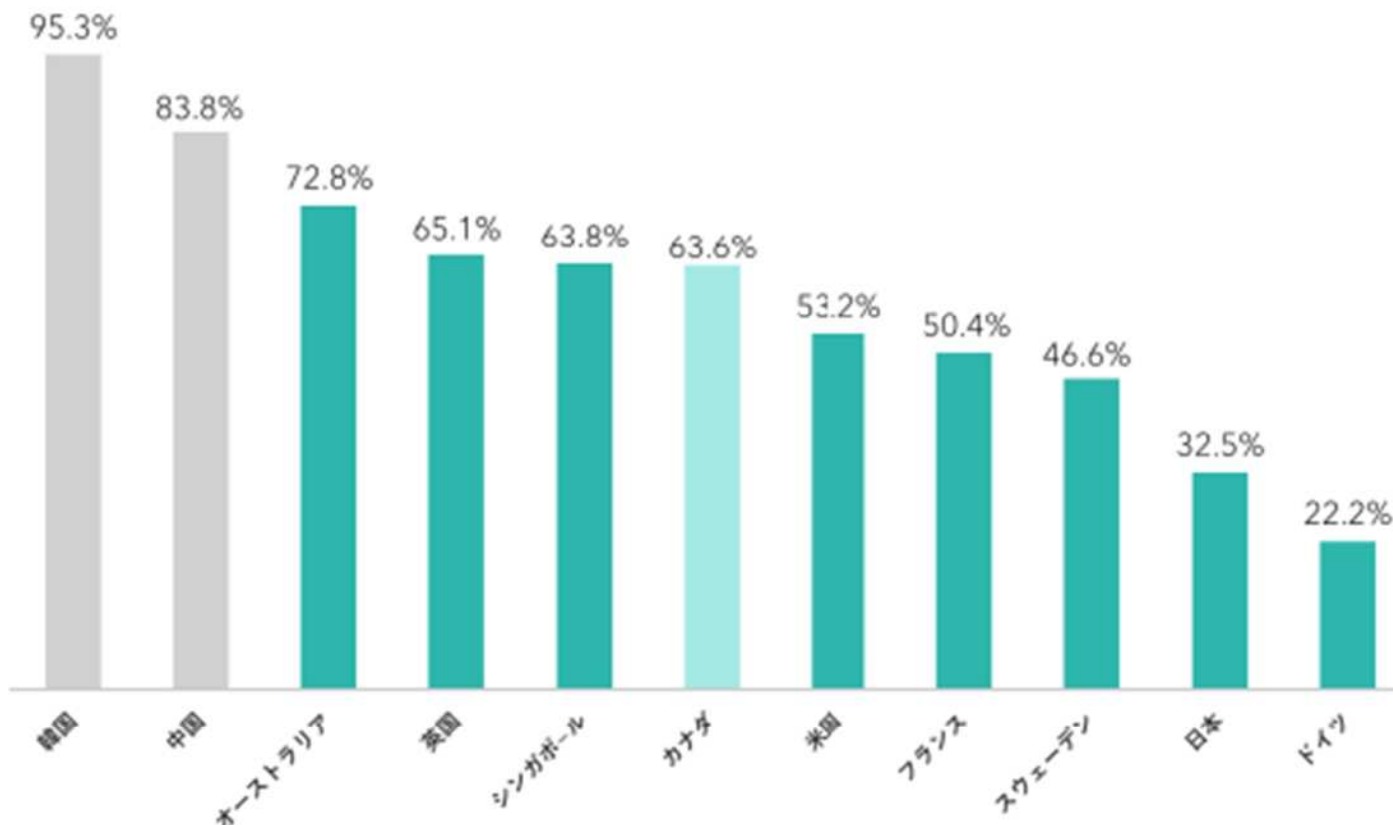


脱炭素社会への貢献

- 現金の「引出」「支払」「家計管理」に係る消費者の行動が、簡単かつ効率的に実施できることにより、消費者の利便性向上に寄与できる
- 現金の「発行」「輸送」「管理」に係る社会的インフラコストの低減および、それに伴う事業者の新たな投資促進に貢献する
- 事業者における販売業務、行政機関における窓口手続き業務などを効率化することで、人手不足の解消に貢献する
- 人との接触機会の多い現金利用を、非接触 / 非対面決済にすることによって、Covid-19をはじめとする感染症リスクへの不安の解消に貢献する
- 現金の保有や現金の取引に伴う、窃盗・内部不正・脱税・犯罪組織への資金流入といった不正・犯罪の抑止に貢献する
- 個人／事業者／行政機関の決済データの分析・活用を通して、“経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会”実現に貢献する
- シームレスな消費体験や、消費者同士のインタラクティブな消費の場の形成、インバウンド消費の拡大等、多様な消費スタイルを創造する
- 現金の「発行」「輸送」「管理」に要するCO2排出量の削減・データ利活用による行動変容の促進を通して、2050年ゼロエミッションの実現に貢献する

3.我が国におけるキャッシュレスの状況（諸外国との比較）

図表7 世界主要国におけるキャッシュレス決済比率（2021年）



出典) 世界銀行「Household final consumption expenditure (2021年 (2023/3/1版))」
BIS「Redbook」の非現金手段による年間支払金額から算出

※韓国、中国に関しては、Euromonitor International より参考値として記載
※カナダに関しては、Payments Canada「CANADIAN PAYMENT
METHODS AND TRENDS REPORT 2022」より算出

4.電子申告と電子納税の関連性（アメリカ）

アメリカ

電子申告を1986（昭和61）年、世界に先駆けて導入

	電子利用率	
	申告（※1）	納税（※2）
法人	71.0%	約70.0%
個人	90.0%	

出典

※1：内国歳入庁（IRS）Webサイト

「Table 3. Number of Returns and Other Forms Filed, by Type and State, Fiscal Year 2021」

「Table 4. Number of Returns and Other Forms Filed Electronically, by Type and State, Fiscal Year 2021」

※2：内閣府HP「税制調査会平成29年6月19日『政府税制調査会海外調査報告（アメリカ、カナダ）』」

4.電子申告と電子納税の関連性（参考：アメリカにおける納付手続）

IRS

ほとんどの納税者にとって最も簡単かつ安全な支払方法は、電子的に支払うこと

- 金融機関からの即日送金
 - ▶ 納付書（Same-Day Taxpayer Worksheet）をIRSサイトからダウンロード
- 電子資金の引き出し（EFW：Electronic Funds Withdrawal）
 - ▶ 日本のダイレクト納付と類似
- 電子連邦納税システム（EFTPS：Electronic Federal Tax Payment System）
 - ▶ 国税のe-Taxシステムと類似
- 電子納税
 - ▶ デビットカード、クレジットカード、デジタルウォレット
- Direct Pay
 - ▶ オンラインでの納付を可能とするアプリケーション
- IRS2Go
 - ▶ IRSの公式モバイルアプリ

4.電子申告と電子納税の関連性（韓国）

韓国

電子申告利用率が約100%

	電子利用率		税務代理人の 電子申告割合 (※3)
	申告 (※1)	納税 (※2)	
法人	99.6%	98.6%	97.0%
個人	99.3%	91.0%	34.8%

出典

※1：韓国統計情報サービス（KOSIS）Webサイト
「15.3.1 主要細目電子届出現況[2005～]」2021

※2：一般社団法人全国銀行協会HP「2019年3月14日『税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会 調査レポート』」

※3：韓国統計情報サービス（KOSIS）Webサイト
「15.3.1 主要細目電子届出現況[2005～]」2021

4.電子申告と電子納税の関連性（日本）

日本

電子申告利用率と電子納税利用率に相当な開き

	電子利用率		税務代理人の 電子申告割合 (※3)
	申告 (※1)	納税 (※2)	
法人	87.9%	32.2%	89.5%
個人	59.2%		36.0%

出典

※1：国税庁e-Taxホームページ

「令和3年度におけるe-Taxの利用状況等について（令和4年8月）」

※2：国税庁e-Taxホームページ

「『令和3年度におけるe-Taxの利用状況等について（令和4年8月）』参考2『納付手段別納付件数（平成30～令和3年度）』」

※3：財務省ホームページ

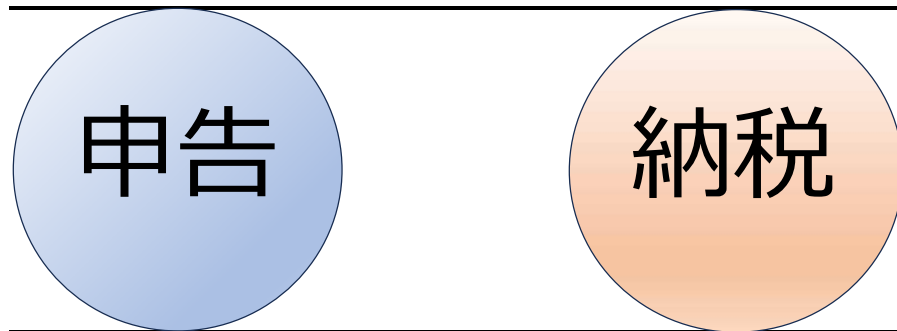
「令和3事務年度 国税庁実績評価書（令和4年10月）」

法人については、同評価書158頁「税理士関与割合（令和3年度）」

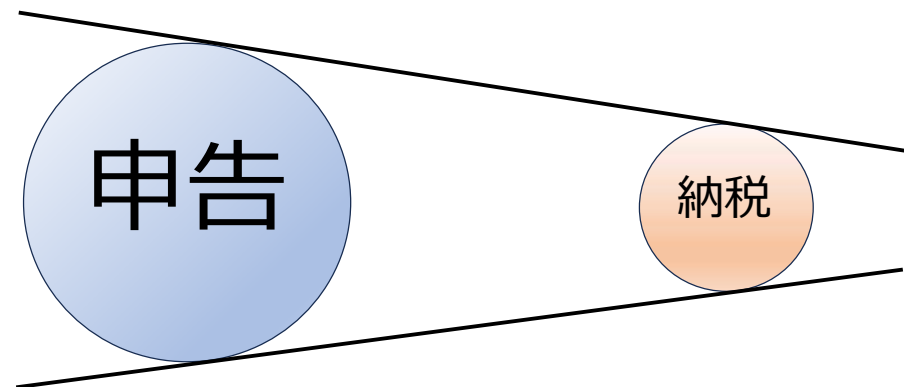
個人については、同評価書44頁「所得税（及び復興特別所得税）の確定申告書のe-Taxによる送信方式別提出人員（令和3年分）」のe-Tax利用人員（13,329千人）に占める税理士による代理送信（4,805千人）の割合としている。

4.電子申告と電子納税の関連性（まとめ）

アメリカ・韓国



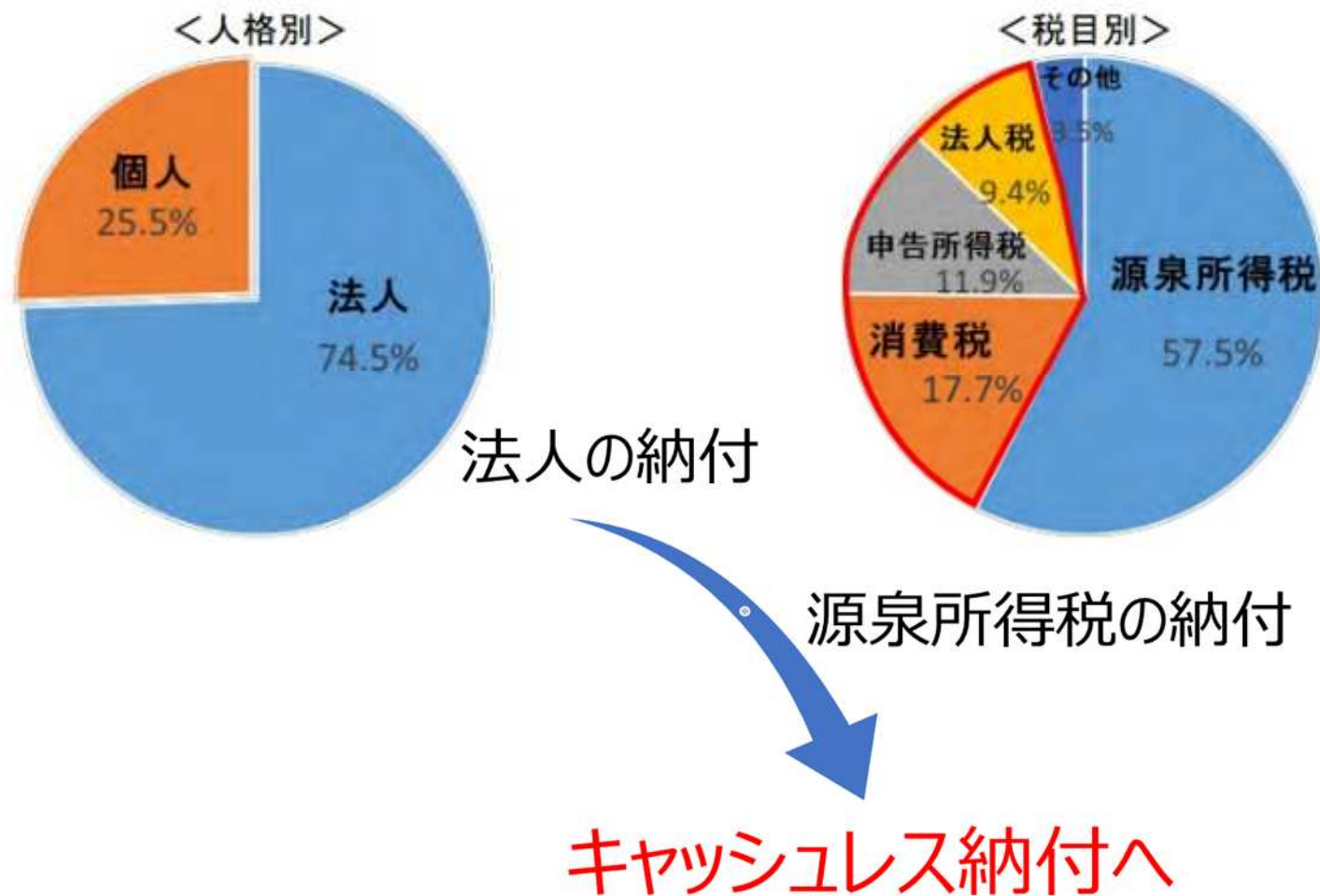
日本



5. 国税のキャッシュレス納付の推進（窓口納付の概況）

金融機関・税務署での窓口納付の概況

窓口で納付している納税者の電子申告割合は高く、納付も電子納税等（キャッシュレス納付）が行われるよう、①利用勧奨、広報・周知、②既存の納付手段の改善、③新たな納付手段の提供（多様化）を推進。



5. 国税のキャッシュレス納付の推進（アンケート調査）

電子納付を選択する理由と選択しない理由



5. 国税のキャッシュレス納付の推進（インタビュー調査①）

電子納付を選択しなかった理由
(納付方法を検討しなかった法人)

いつも窓口で納付しているので今回もそうした

納付書が紙で届いたので何となく窓口に行って行った

習慣的に紙で納付

5. 国税のキャッシュレス納付の推進（インタビュー調査②）

電子納付を選択しなかった理由
（納付方法を検討した法人）

紙の領収証書を保管することが社内で規定化されているが、
電子納付では領収証書が受け取れない

更問

後日、実際に領収証書が必要になったことは？

必要になったことはない

インターネットバンキングの履歴を印刷することでも代替可能

5. 国税のキャッシュレス納付の推進（代理納付の実情①）

税理士さん



申告は電子で提出
しておきます



納付はご自身で
お願いします

5. 国税のキャッシュレス納付の推進（代理納付の実情②）

税理士さんによる代理納付（キャッシュレス納付）の弊害

振替納税

法人は利用不可

インターネットバンキング等

ログイン用のID・PWが必要

クレジットカード納付

カード番号等が必要

スマホアプリ納付

スマホが必要

5. 国税のキャッシュレス納付の推進（代理納付の実情③）

残るキャッシュレス納付手段は

ダイレクト納付

~~現金管理のリスク~~

~~PC操作が面倒・不慣れ~~

紙の領収証書⇒通帳で確認⇒実感

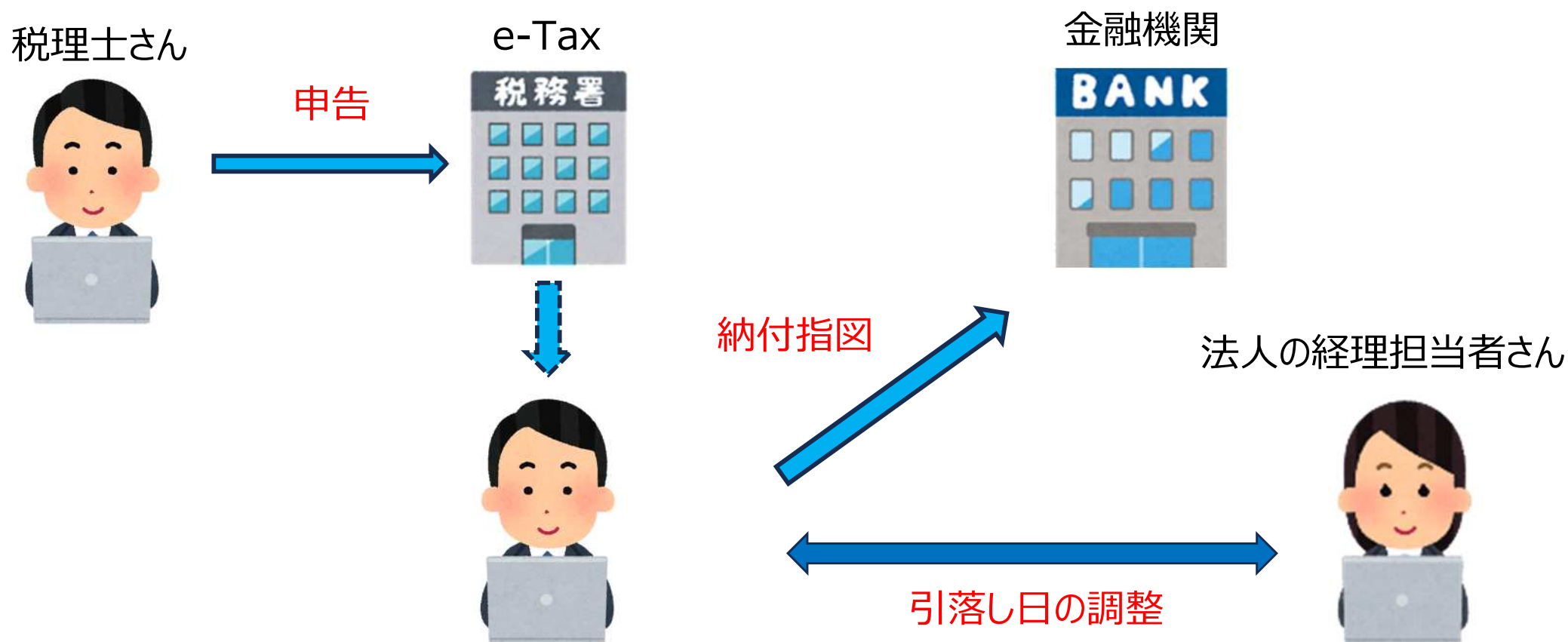


5. 国税のキャッシュレス納付の推進（ダイレクト納付の利便性向上①）

令和5年度 税制改正

ダイレクト納付

改正前



5. 国税のキャッシュレス納付の推進（ダイレクト納付の利便性向上②）

改正後

税理士さん



申告



e-Tax



引落とし依頼



データ保持

e-Tax



納付指図



金融機関



法人の経理担当者さん



電子申告後に、法定納期限（又は翌日）に自動的に口座引落としされる旨を連絡

【改正概要】

電子申告（期限内申告に限る。）と併せてダイレクト納付の意思表示を行うことで、各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落としを実施する。当該手続が法定納期限に行われた場合は、その翌日に自動的に口座引落としを行うこととするともに、その納付については期限内の収納として取り扱う。

5. 国税のキャッシュレス納付の推進（ダイレクト納付のメリット）

ダイレクト納付

対象税目が限定されない **法人OK!**

インターネットバンキング**不要** 手数料**不要**

毎月の源泉所得税 **うっかり未納なし**

複数口座OK! 源泉税・法人税別々の利用等

納付日指定**OK!** **計画的**な資金決済

5. 国税のキャッシュレス納付の推進（ダイレクト納付の課題②）

ダイレクト納付開始手続の一本化

最近の
動き

令和2年7月2日第8回規制改革推進会議

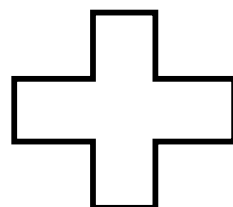
書面規制、押印、対面規制の見直し

必要な
取組

国税・地方税ともにオンライン提出を可能とする

それには

国と地方との連携



金融機関の協力

5. 国税のキャッシュレス納付の推進（ダイレクト納付の課題③）

インセンティブ付与

現状

振替納税

ダイレクト納付

利便性

高

低

一度手続すれば
以降は継続

申告等の都度
意思表示

インセンティブ

有

無

納期限の約 1 か月
後が振替日
(確定申告分)

納期限（又は翌
日）が引落日

5. 国税のキャッシュレス納付の推進（ダイレクト納付の課題④）

インセンティブ付与

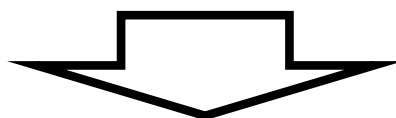
ダイレクト納付のインセンティブ付与は、技術的には可能

問題点

ダイレクト納付利用届出書（依頼書）が書面により提出されれば、
税務署及び金融機関の事務負担（※）が増加

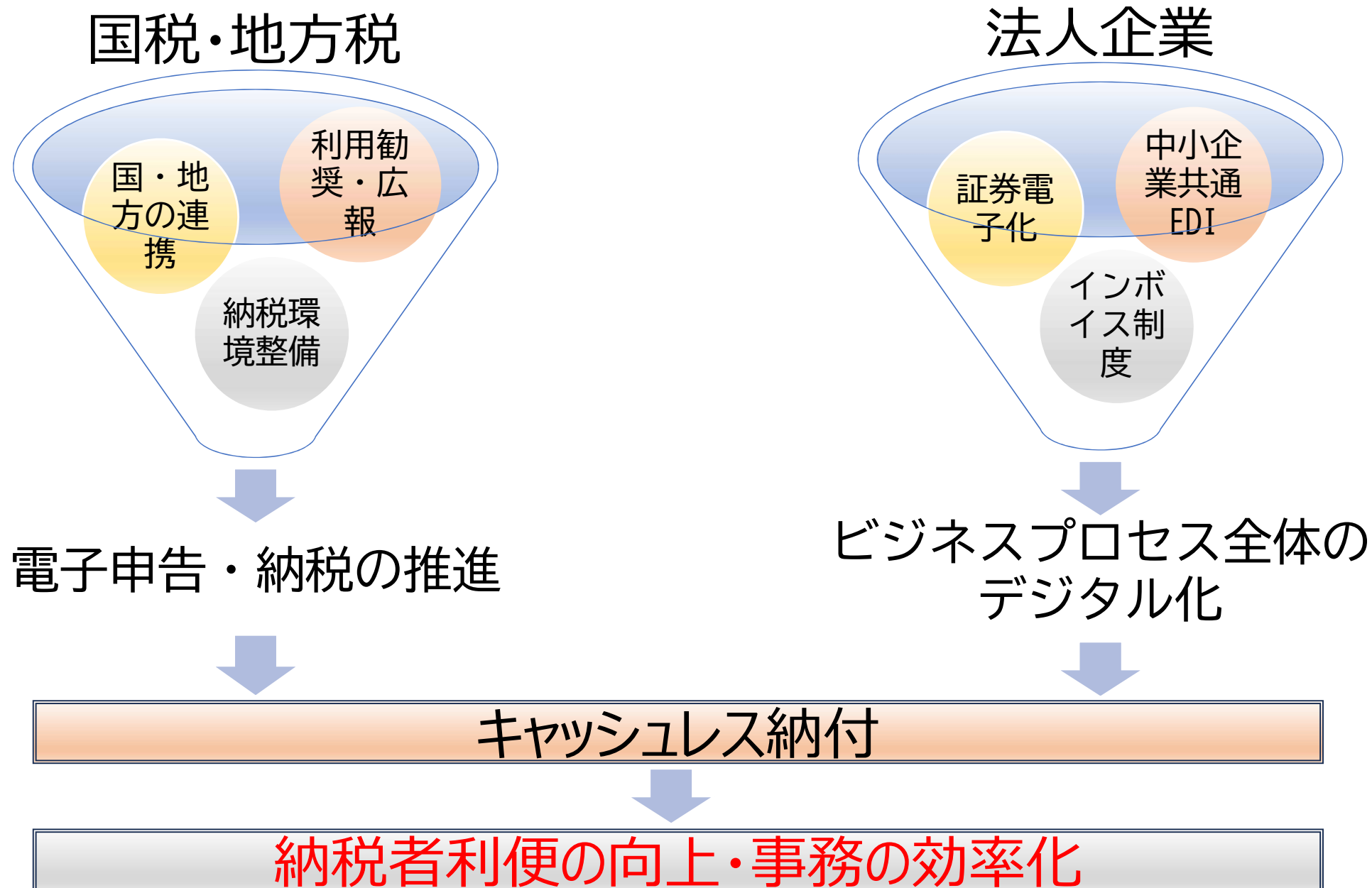
※「依頼書」のシステム入力、「依頼書」写しの作成・保管、「依頼書」（正本）
の金融機関への送付など。

しかし、ダイレクト納付の利用推進は必要



何らかのインセンティブ付与が必要か？

5. 国税のキャッシュレス納付の推進（今後の展望）



5. 国税のキャッシュレス納付の推進（デジタルにより目指す社会の姿）

デジタル社会の実現に向けた重点計画

（令和5年6月9日閣議決定）

1. デジタルにより目指す社会の姿

我が国が目指すデジタル社会

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」

デジタル社会 で目指す 6つの姿	① デジタル化による成長戦略	② 医療・教育・防災・こども等の 準公共分野のデジタル化	③ デジタル化による 地域の活性化
	④ 誰一人取り残されない デジタル社会	⑤ デジタル人材の育成・確保	⑥ DFFTの推進を始めとする 国際戦略

2. デジタル社会の実現に向けての原則

具体策を考える上で前提となる理念・原則

デジタル社会形成のための基本10原則

- ①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心
- ④継続・安定・強靱 ⑤社会課題の解決
- ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透
- ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献

構造改革のためのデジタル5原則

- ①デジタル完結・自動化原則
- ②アジャイルガバナンス原則 ③官民連携原則
- ④相互運用性確保原則 ⑤共通基盤利用原則

国の行政手続オンライン化の3原則

- デジタルファースト
- ワンスオンリー
- コネクテッド・ワンストップ

業務改革(BPR)と規制改革の必要性

サービス設計12箇条

クラウド・バイ・デフォルト原則

5. 国税のキャッシュレス納付の推進（キャッシュレスの普及に係る方向性）

我が国が抱える課題

少子高齢化

地域の人口減少

課題解決のためには

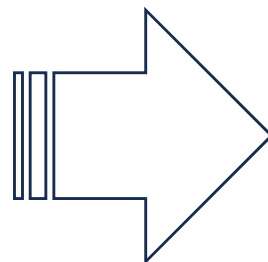
社会のデジタル化・効率化

**生産性向上
労働力確保**

結果として

**国民一人ひとりのニーズやライフスタイルに合った
サービスが提供される
豊かな社会、継続的に力強く成長する社会の実現**

行政情報化推進基本計画
(平成6年12月25日閣議決定)



電子政府

社会の決済方法の変化

• 口座振替／クレジットカードの普及

情報通信技術の発達

• インターネットの普及

技術革新

• QRコードの普及

ライフスタイルの変化

• スマートフォンの利用拡大



国税の納付手段の多様化・キャッシュレス納付の後押し

キャッシュレス 納付の推進

- 納税者の利便性の向上
- 金融機関や税務署の事務の効率化

e-Taxの更なる 利便性の向上

- 申告から納税がシームレスで完結
- 簡便 かつ 分かりやすい用語

今後の課題

- 納付書の在り方
- 窓口納付に係る手数料の在り方

給与デジタル払い

- 労働基準法の改正省令を公布
- 令和5年4月から施行

中央銀行デジタル 通貨

- CBDC : Central Bank
Digital Currency
- 令和5年度からパイロット実験に移行

ご清聴ありがとうございました